

# 西原村における部落差別の撤廃と あらゆる差別の撤廃をめざす条例

平成8年3月21日  
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別のない平和な明るい西原村の実現に寄与することを目的とする。

(村の責務)

第2条 村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で村民の人権意識の高揚に務めるものとする。また、部落差別等によって不利益又は人権を侵害された被害者の人権を確立するため、必要に応じて措置を講ずるものとする。

(村民の責務)

第3条 すべての村民は、部落差別等の人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 村民は、相互に基本的人権を尊重し、地方公共団体が実施する部落差別の撤廃、人権擁護に関する諸施策に協力するように務めなければならない。

(審議会)

第4条 部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するために西原村部落差別等撤廃・人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(推進体制の充実)

第5条 村は審議会の審議に基づく施策を推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。